４．年金などについて

（１）国民年金（障害基礎年金）

【担当】室蘭市役所 保険年金課 総務係　TEL 25-3025
室蘭年金事務所　TEL 24-5063

■内容	障害基礎年金は、以下の①から③までの３つの条件を満たしたときに支給されます。
■対象	①障害の原因となった病気・けがのため初めて医師の診療を受けた日（「初診日」といいます）が、次のいずれかの期間にあること ・国民年金加入期間 ・２０歳前または日本国内に住んでいる６０歳以上６５歳未満の方で年金制度に加入していない期間（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。） ②初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの全被保険者期間のうち、保険料納付済期間と、免除期間を合算した期間が、３分の２以上になっていること（令和８年３月３１日までは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの、直近の１年間に保険料の未納がなければよいことになっています） ③初診日から１年６か月を経過した日において、国民年金法施行令で定める程度の障害に該当していること（１年６か月を経過した日において、国民年金法施行令で定める程度の障害に該当しなかったとしても、その後６５歳に達する日の前日までに障害が重くなった場合は、６５歳に達する日の前日までに年金を請求することができます） ※他の年金を受けられるときは、選択による受給制限があります。また、２０歳より前に初診日がある場合は、保険料納付の要件はありませんが、本人所得による受給の制限があります。
■手続き	初診日が、第１号被保険者期間内、２０歳未満、６０歳以上６５歳未満にあるときは市役所保険年金課、第３号被保険者期間内にあるときは室蘭年金事務所で手続きすることになります。 詳しいことは担当にお問い合わせください。

（２）厚生年金（障害年金、障害手当金）

【担当】室蘭年金事務所　TEL 24-5063

■内容	厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある傷病によって、障害を有するようになった場合、障害年金または障害手当金が支給されます。
■対象 ■手続き	納付要件などの資格要件がありますので、詳しいことは、室蘭年金事務所におたずねください。

（３）特別障害者手当

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

■内容	在宅の重度障がいのある人のうち日常生活に常時特別の介護を必要とする人には手当が支給されます。
■対象	①精神または身体に５８ページの「（４）特別障害者手当障害程度表」に該当する程度の障害があること ②施設に入所していないこと（通所可） ③受給者などの所得制限があります。 ④公的年金併給可 ⑤３か月を超える入院は不可
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。 【必要なもの】身体障害者手帳または療育手帳、年金証書、年金振込通知書、印鑑、手当用診断書、障がいのある人名義の預貯金通帳、マイナンバーカードなどの個人番号確認書類　など

（４）特別障害給付金

【担当】室蘭市役所 保険年金課 総務係　TEL 25-3025
室蘭年金事務所　TEL 24-5063

■内容	特別障害給付金は、国民年金に任意で加入できた期間に任意加入をしなかったことにより、その期間内に初診日（初めて医師の診療を受けた日）がある障害について、国民年金の障害基礎年金を受給できなかった人のために、年金制度とは別の福祉的制度として、平成１７年４月から創設されました。 ＜国民年金に任意加入できた期間とは＞ ①平成３年３月以前に学生であった期間 ②昭和６１年３月以前に厚生年金や共済組合などに加入していた人の配偶者であった期間。
■対象	上記①、または②の期間中に任意加入をしていなかったが、その期間内に障害の原因となった病気やけがの初診日（初めて医師の診療を受けた日）があり、障害基礎年金１級あるいは２級と同様の障害状態にある人
■手続き	詳しいことは担当にお問い合わせください。（６５歳に達する日の前日までに請求することができます。）

（５）北海道心身障害者扶養共済制度

【担当】胆振総合振興局 社会福祉課 地域福祉係　TEL 24-0782

■内容	将来一人で経済的に生活することが困難な心身障がいのある人を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づき保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡、または、重度の障害となった場合、残された心身障がいのある人に終身一定額の年金を支給する制度です。 給付は、一口につき毎月２万円が障がいのある人の生存中支給されます。
■対象	知的障がいのある人、身体障害者手帳を所持しその障害が１級から３級までに該当する人およびこれに準ずる精神または身体に永続的な障がい（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）のある人を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、加入時の年度の４月１日時点の年齢が６５歳未満の人。（ただし、健康状態によっては加入できない場合があります。）
■手続き	【必要なもの】加入申込書、申込者（被保険者）告知書、障害証明書、加入申込者（保護者）および心身障がいのある人（児童）の住民票各１通、身体障害者手帳または療育手帳、印鑑 ※「障害証明書」は市の障害福祉課で発行しますのでお申し出ください。